

企業主導型保育園はなはなこどもルームに係る連携企業契約書

_____（以下「甲」という。）と株式会社はなはな（以下「乙」という。）は、はなはなこどもルーム（以下「当施設」という。）の保育及び病児保育事業（以下「保育事業等」という。）の利用に係る相互の連携について、次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の目的）

本契約は、甲が乙と連携して、保育事業等を通して甲の従業員である保護者（以下「保護者」という。）に対する就労支援、子育て支援のため、保育を提供することを目的とする。

第2条（契約期間及び解除）

契約期間は、契約の日から、令和3年3月31日までとする。但し、契約満了日の3か月前までに当事者の一方から本契約を終了する旨の通知がないときは、1年間契約を更新するものとし、以後この例による。

第3条（相互連携の内容）

乙は、「はなはなこどもルーム運営要項」（以下「運営要項」という。）に定める保育事業等を提供する。

2 乙は、当施設の利用定員に空きがある場合で、甲がこどもルームの利用を求めるときは、利用できるよう努めるものとする。但し、甲の利用を保証するものではない。

3 乙は、甲に対し当施設に関する情報提供に努めるものとする。

4 甲は、必要に応じ、保護者に対し当施設の情報提供を行うとともに、保護者の当施設利用手続等にあって必要な便宜を図るものとする。

第4条（契約費用及び利用料）

乙は甲に対し、契約費用は徴収しない。但し、保育を利用する保護者に対しては、運営要項に定める利用料金を徴するものとする。

上記の通り当事者間で合意したことにより本証書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲)

住 所
法人名
代表者

印

(乙)

住 所
法人名
代表者

〒870-0855 大分市豊饒三丁目9番2号

株式会社はなはな

代表取締役 岡田 久美子

印